

財務省告示第六十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十六年度の初日から平成十七年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十七年二月二十八日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十六年度の初日から平成十七年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	七・七トン
三	七トン
四	二六、一六五トン
五	一、一五七トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
七五 トン	六六 トン	一三、三四 トン	一三、九六 トン	三四、五六二 トン	二四二 トン	二九四、五八三 トン	一、一八三、四一四 トン	四、六六二、七 トン	八、九三九 トン	八、九二 トン	四、二一五 トン	三一、八九七 トン	八 トン	ト ン	一七 トン

二九	一、一三八トン
二八	一四トン
二七	一三、六六八トン
二六	二、五七五トン
二五	トン
二四	一七トン
二三	五、七四トン
三三	一三七トン
三一	三一、七八四トン